

## 特集 戸別所得補償モデル対策事業加入者との対談

農林水産省は今年度、戸別所得補償モデル対策として、2つの事業を実施しています。(裏面に概要を掲載)

このたび、本対策への参加を決めた市村利男様宅(栃木県那須塩原市北和田)を関東農政局皆川局長が訪れ、経営上の判断などをお聞きしました。

### メリットが大きく仕組みが分かりやすい

皆川(関東農政局長) 早くにモデル対策への参加をお決めいただいたそうですが、どのような判断があったのでしょうか。

市村 生産数量目標にそって米を作る人、やる気のある人に対するメリットが大きく、仕組みが分かりやすくなった。麦と大豆との二毛作にも助成がある。水田を生かして生産調整に参加できる道筋ができたと思った。

皆川 まさに経営の安定に役立つ対策だと思いますが、最近のお米の販売環境はいかがでしょう。

市村 利男さん

30haで米、麦、大豆などを生産し、味噌の製造も行っている。平成12年の農林水産祭農産部門で天皇杯を受賞するなど、数々の顕彰を受けている。



市村 米価が毎年下がり続けているといった感じ。少しでも高く買ってもらえるよう安全・安心、環境にも配慮しているのに、値が下がると経営の痛手も大きい。

皆川 今回の対策には、米価が下がった場合に変動部分の補てんもあります。

市村 ありがたい仕組みだが、逆に補てんがあるからと買い叩かれるのではないかと心配している。

皆川 それでは政策の効果が失われてしまうと懸念し、不当な取引を行わないよう農林水産大臣が公正取引委員会へ買い手に対する注意を要請しました。ほかに心配事はありますか。

市村 多くの農家を対象にしているため、農地の集積が進まなくなるのではないかと。日本の食料を守ろうという担い手、できるだけ若い人に農地が集まる工夫が必要かと思う。また、今回の制度が「よくわからない」という人もまだいる。  
(裏へ続く)



市村さんのほ場で経営状況を聞く関東農政局皆川芳嗣局長(右)



**本格実施につなげるため、ぜひ参加を**

皆川 本格実施につなげるためにも、ぜひ参加したうえで制度に注文をつけていただき、使い勝手の良いものになりたいと思っています。メリットがあるせっかくの制度なのに「知らなかった」ということが無いよう、よく理解していただき、多くの人に参加していただきたい。

市村 交付金の支払いは早い方が良い。資金繰りに関係する。次の年の営農計画を立てるためにも、本格実施となる来年の制度設計を早い時期に示して欲しい。長期的に安定した制度

でないと投資もできない。また、米が日本の風土に一番合っている。作った米を消費まで結びつけることが大事。我が家で味噌を作って販売しているが、米粉の利用にも期待している。



市村夫妻(写真左側)が大豆仲間のご夫婦と一緒に作られている「夫婦麦みそ」。原料の麦・大豆・米とも自作で手作りしている。

皆川 もっとお米を使っていただけるよう米粉の活用への支援も積極的に進めています。いただいた貴重なご意見は、今後の政策立案に生かしたいと思えます。課題があれば、またお教えてください。本日はありがとうございました。



市村さんのご自宅前で後ろが天皇杯の受賞を記念する石碑

**戸別所得補償モデル対策の概要**

**自給率向上事業**

(水田利活用自給力向上事業)

- ◆対象: 水田で麦、大豆、米粉用米、飼料用米などを生産する販売農家・集落営農
- ◆支援: 主食用米と同等の所得を確保できる水準(対象作物と支援単価は、地域水田農業推進協議会にご確認ください)

**米のモデル事業**

(米戸別所得補償モデル事業)

- ◆対象: 生産数量目標の範囲内で主食用米を生産する販売農家・集落営農
- ◆支援: 主食用米の作付面積10アール当たり1万5千円(定額。米の価格が下落した場合は追加の補てんを実施)

詳しい内容は、最寄りの地域水田農業推進協議会(市町村、JA等)または農政事務所へお問い合わせください。

**戸別所得補償制度やモデル対策申請等の受付相談窓口**

フリーダイヤル 0120-05-3786(オコメ ミナハイロー)

栃木農政事務所

- |                       |              |
|-----------------------|--------------|
| 農政推進課 戸別所得補償対策室(宇都宮市) | 028-633-3315 |
| 地域第一課(栃木市)            | 0282-22-4141 |
| 地域第二課(大田原市)           | 0287-23-5611 |
| 地域第三課(さくら市)           | 028-682-2611 |

MAFF

**戸別所得補償  
加入受付中!  
6月30日まで**

農林水産省

6月19日(土)、20日(日)、26日(土)、27日(日)も、上記場所で受付相談窓口を開設します